

公益社団法人空気調和・衛生工学会

委員会規程

平成 23 年 12 月 8 日理事会制定

平成 25 年 3 月 14 日理事会改定

(目的)

第 1 条 本規程は、定款第 4 条の事業に基づき、会務執行のために設置する委員会および臨時の目的のために設置する委員会の基準について定める。

(設置または廃止)

第 2 条 委員会の設置または廃止は、理事会で決定する。

2 委員会の種類は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長、副会長が提唱する特別委員会
- (2) 業務執行理事が管掌する委員会
- (3) 分野横断的な課題、新領域にかかる課題または緊急の課題等について受託、補助金等により設置する受託研究委員会

(構成)

第 3 条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。

2 委員会に副委員長・幹事を置くことができる。

3 委員会の委員は、原則として空気調和、衛生、環境、エネルギー等に関する実務経験者ならびに学識経験者の会員の中から委員長の推薦または公募により選任し、理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。

(設置期間)

第 4 条 委員会の設置期間は、つぎのとおりとする。

(1) 会長、副会長が提唱する特別委員会は、原則として 1 年とする。

ただし、理事会の承認により、通算 3 年まで活動期間を延長することができる。

(2) 業務執行理事が管掌する委員会は、原則として設けない。

ただし、理事会において統合、改廃を行う。

(3) 分野横断的な課題、新領域にかかる課題または緊急の課題等について受託、補助金等により設置する受託研究委員会は、契約期間による。

(委員長)

第 5 条 委員会の委員長は、つぎのとおりとする。

- (1) 特別委員会の委員長は、原則として会長または副会長とする。
- (2) 業務執行理事が管掌する委員会の委員長は、原則として業務執行理事とする。
- (3) 受託研究委員会の委員長は、学術理事が選任する。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長、副会長が提唱する特別委員会は、原則として1年とする。
ただし、理事会の承認により、通算3年まで任期を延長することができる。
- (2) 業務執行理事が管掌する委員会は、原則として3年とする。
- (3) 受託研究委員会は、契約期間内とする。

(開催)

第7条 委員会は、原則として委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、文書または電磁的な方法により委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

(事業報告)

第8条 委員長は、当該年度終了後、速やかに事業報告を会長に報告する。

(事業計画および予算)

第9条 委員長は、定められた時期に翌年度の事業計画および予算を会長に提出する。

(委員会運営要領)

第10条 業務執行理事が管掌する委員会は、円滑な委員会運営を図るため委員会の業務、委員構成、運営方法等、小委員会等に関する事項を委員会運営要領に定める。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 本規程は、平成23年12月8日の特例民法法人（社団法人）空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。